下毛野氏の鷹術伝承

― 山城国乙訓郡調子家所蔵の鷹書を手がかりに

はじめに

下毛野氏は、たとえば、『工欠第沙』第二こ見られるようこ、摂関家衛府の官人の職掌を世襲し、摂関家の随身として家人化していった。飛鳥・奈良朝の豪族として知られた下毛野氏は、平安時代になると近

下毛野氏の鷹術は著名であった。
下毛野氏の鷹術は著名であった。
下毛野氏の鷹術は著名であった。

ての下毛野氏について言及した論考は非常に少ない。身としての下毛野氏について論じたものがほとんどであった。鷹飼とししかし、これまでの日本史や日本文学の研究においては、摂関家の随

は下毛野氏の直系を称し、摂関家の随身として近衛官人の官途を受け継ところで、中世以来、山城国乙訓郡において調子庄を支配した調子氏

二本松

泰

子

術を解明する手がかりとして重要な意味を持つ。下毛野氏(調子氏)の鷹術を象徴するような記載が確認でき、同氏の鷹下毛野氏の家に伝わった鷹術に関する伝書が存在する。その伝書には、いでいた。当家には調子家文書と称される古文書群が伝わり、その中に

の下毛野氏が伝えた鷹術伝承の意味を読み解いてみたい。を明らかにするため、まずは、公家社会の末流における近衛官人として伝承を考察する。平安時代以来の鷹術の伝統と関わる地下の鷹飼の実相そこで、本稿では、調子家所蔵の鷹書を緒口にして、下毛野氏の鷹術

調子家文書『鷹飼に関する口伝』

襲する。
教育委員会によって名付けられた仮題「鷹飼に関する口伝」を本稿も踏物育委員会によって名付けられた仮題「鷹飼に関する口伝」を本稿も踏ついては、長岡京市史資料集成I『長岡京市の古文書』「中世」によると、関する口伝』(調子八郎家文書四―四九)の写真版である。当書の成立に関するの伝』(調子八郎家文書四―四九)の写真版である。当書の成立に

当書の内容と構成は以下のとおりである。

について。第一条=鷹を神社に奉納する手順や鷹道具に関する作法

下毛野氏の鷹術伝承

第五〇条~第六一条=鷹の架繋ぎの作法について。第一七条~第四九条=鷹の薬飼について。

第六二条〜第六五条=鷹の薬飼について。

第六六条~第七七条=鷹の一二顔について。

第七八条~第一○一条=鷹の薬飼・療治について。

治の内容は他の鷹書に例を見ない。当書においても薬飼や療がりにして各書の特性を見出すことは難しい。当書においても薬飼や療記述が相対化できないほど異なっているため、薬飼や療治の記述を手がの鷹書に掲載される重要項目のひとつではある。しかしながら、ほぼテの鷹書に掲載される重要項目のひとつではある。しかしながら、ほぼテストごとに薬の処方や効能、治療の技術・方法について、一つ一つのの鷹書に掲載される重要項目のひとつではある。しかしながら、ほぼテスがつく。一般的に言って、鷹の薬飼と療治についての記事が多いことにこうしてみると、本書には鷹の薬飼と療治についての記事が多いことに

庫蔵 られていたものらしく、 れらの書物と調子家の鷹書の 林和訓栞』下巻や有注本『鷹三百首(定家卿)』「春」の注記には 特徴を説明したものである。この「鷹の十二顔」は、 と同じ流派の東京国立博物館蔵 に見える「鷹十二顔之事」に最も近い。ただし、『宇津宮流鷹之書・乾坤 署名がある宮内庁書陵部蔵『放鷹記』上巻や立命館大学図書館西園寺文 る宮内庁書陵部蔵 についての説明が見えるほか、江戸時代に成立した図版入りの鷹書であ の顔を「鷲顔」や「蛇顔」などの十二種類の項目に分けて、それぞれ また、第六六条~第七七条に記載されている「鷹の十二顔」 調子家の鷹書は、 『鷹秘伝書』などにも「鷹十二顔」の記述が見られる。 第八、奥書に文亀三年(一五〇三)の年号と秋山近江守泰忠の 『握拳』上巻や同じく江戸時代の諏訪藩に伝えられた 実は、 たとえば、 内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・乾坤』 「鷹の十二顔」とは内容が全く異なってい 『宇津宮明神流 江戸時代の国語辞典である『増補語 大嵜流 鷹詞としてよく知 全』に記載さ しかし、こ とは、 「鷲顔 0 鷹

> く異なった叙述となっている。 れる「鷹顔の事」は、『宇津宮流鷹之書・乾坤』や調子家の鷹書とは全

の十二顔」の叙述も当該テキストを象徴する記述とはなりえない。的に知られたものであろう。前掲の薬飼や療治の記事と同様、この「鷹異伝が記載されている。この記述は、テキストの属性とは関係なく普遍述が一致しない。また、先に挙げたように、鷹書以外の文献にも種々のこのように、「鷹の十二顔」の叙述は、同じ流派の鷹書でも、その叙

四条・第五条・第一○条と第五○条~第六一条である。
五○条~第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」
五○条~第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」
五○条~第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」
五○条~第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」
五○条~第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」

において特化した記事であることが予想される。
において特化した記事であることが予想される。一条と第二条は、本書に独立した条項という体裁になっているのである。それならば、わざわに独立した条項という体裁になっているのである。それならば、わざわとが記載されている。つまり、本書において、第三条~第一〇一条は「口という見出ところで、本書の第二条と第三条との間には、「口傳書」という見出

比較検討を通して当該テキストの特性を明らかにしてみたい。(そこで、本稿では、第一条と第二条について取り上げ、他の用例との)

二 『鷹飼に関する口伝』第一条・第二条について

る。(翻刻するに際して、句読点は私に補った)調子家の鷹書の冒頭の第一条と第二条には、以下のような記事が見え

- ことをいむへし。鞭と餌袋は宮司に渡へし。へし。つなきやうは、ゑつにあり。大おのふさをさかさまにするの左におくへし。かふきのもと、同やしろの方に成てほこをゆふー 神社ほうへいのために鷹を神へたてまつるには、ほこをやしろ
- おなり。一 ほこの高さ四尺三寸二分。かふき、はしらのとに出分二寸二分。たてさまは三け二分。はいくくむ。ぬの、はしを、うらになすへ尺三寸二分。上は竹にぬいくくむ。ぬの、はしを、うらになすへにこ、きぬのすんは、はしらのあいたによるへし。たてさまは三わなり。

記事が挙げられる。 これに類似する用例としては、『責鷹似鳩拙抄』に見える以下のようなは、架に関する寸法やそれに掛ける布についての寸法が説明されている。右のうち、第一条には、神社奉幣のために鷹を神に奉る作法、第二条に

應之書 也。秘する抄物也。仍右之抄に閉加者也。 此書も所持之抄也。旅宿のため抜書に注

小鷹つなぎなるべし。
本社の方になしてつなぐべし。つなぎやうは常のごとし。又鷹の祈祷のために参詣申つなぐ事有。つなぎ様はぶさを逆にする事を殊に禁べし。鞭餌袋は宮司を渡すべき也。ふさを逆にする事を殊に禁べし。如まざやうは常のごとし。大緒の本神社俸幣のために鷹を奉には、架を社の左の方に、かぶきの木神社俸幣のために鷹を奉には、架を社の左の方に、かぶきの木

かぶき柱より外にあまる分四寸八分。物の長サ六尺二寸。臺のた一(架のたかさ四尺三寸一分。かぶき同。柱のふとさは二寸三分。

つなぐべし。架の木は檜柞をほんとする也。でいのたかさ五寸六分。おもてのひろさ六寸六分。おもての両のはしをおとすべし。長の下のよこ木は臺の間にして、はしを臺のうちにさしとむるなり。二尺五寸二分。かぶきにつぼがね四ツ。はしらに一づゝうつべし。長サおもてのひろさ六寸六分。おもての両のはしをおとすべし。長サかさ五寸六分。おもてのひろさ六尺二寸。だいのたかさ五寸六分。

一 架布敷は柱の間にしたがふべし。竪様にして三尺三寸二分。 にそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。とのきわにとんぼうむすびあるべし。くろ革にておもてのかたにむすびああるべし。ぬいめより上はみじかく下長。惣長さ八分。上の竹めあるべし。ならさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。すその方を三にそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。とらは本木のかたにあるべし。かぶきと架布の間一寸八分。 とらは本木のかたにあるべし。かぶきと架布の間一寸八分。上の竹のきかにとんぼうむすびあるべし。口は上になるべし。すそは少はづすいまった。 にそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。とにそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。上のきれている。と

しかし、第一条の「鷹を神に奉る作法」についての具体的な作法の説

は、 即した叙述というよりも、 載の「鷹を神に奉る作法」 調子家の鷹書の「神参鷹」の架繋ぎの図と「贄鷹」の架繋ぎの図の類似 明院家の鷹書である。 明は、『責鷹似鳩拙抄』以外の公家流の鷹書類にはほとんど見当たらない。 知識である可能性が予想され の著者である持明院基春とその子息の基規は、 たぬき」の説明が『持明院家鷹秘書』第六に見える記述とほぼ一致する。 に見える架繋ぎの図示と酷似する。その他にも、調子家の鷹書の第三条 家鷹秘書』第六は、 鷹秘書』第六に見える「贄鷹」の架繋ぎの図示が挙げられる。『持明院 抄』以外で類似の礼法が確認できるのは、 鷹詞としての「贄鷹」が和歌に詠みこまれる例は散見できるものの、 に蒐集して書写し、自家のテキストとしたという。『責鷹似鳩拙抄』 た関係を窺わしめる一例と見做すべきであろう。また、 〜第六一条に見える架繋ぎの図示は、いずれも『持明院家鷹秘書』 れは神事における作法の説明といった類のものではない。「『責鷹似鳩拙 大鷹の脚緒」 鷹を神へ奉る」作法とは、 むしろ調子家の鷹書と持明院家の鷹書とのテキストの上での近接し の架繋ぎの図と非常に似ている。そもそも調子家の鷹書の第五〇条 第四条「兄鷹の大緒」第五条「鷂の大緒」 末尾に基春の子である持明院基規の名前が見える持 ただし、 の記事についても、 基春が蒐集した鷹書類から引用した文献上 **贄鷹の神事になぞらえられるものである。** これは調子家の鷹書の第六一条の 唯一、 種々多様な鷹書類を雑駁 持明院流の鷹術の実情に 内閣文庫蔵 『責鷹似鳩拙抄』 第一〇条「鷹 『持明院家 「神参 第六 そ

においてはそれほど重要視されていなかったと判じられる 法を記載する公家流の鷹書は見当たらない。この儀礼は、 その他に、「鷹を神へ奉る」儀礼 (贄鷹の神事) についての具体的な作 公家流の鷹術

の架繋ぎが図示されている。 方、調子家の鷹書では、前に触れたように、第六一条にも 第一条の本文で「つなきやうは、 「神参鷹 ゑつにあ

> いる姿勢が窺えよう。 相対的に調子家の鷹書が、 いたのかもしれない。 『責鷹似鳩拙抄』の記事と『持明院家鷹秘書』第六の図示のみである。 の膨大にある鷹書群の中で、 り」と記すのに相当するものであろう。 あるいは、 「鷹を神へ奉る」儀礼について比重を置いて 神前における鷹の作法を記すのは、 調子家では、 先にも触れたように、 実際にこの儀礼を行って 持明: 右掲の

繋図 れが京都の鷹書特有の流儀であることを示す一例といえよう。 も知られていた。この『十二繫図』に当該の記述が引用されるのは、 士に補された地下官人の家柄である。江戸時代には地下の有職家として の印がある。『地下家伝』によると藤井家は代々にわたって衛門府の衛 ないが、一丁表に「藤井蔵圖書記」の印が見え、奥書にも「藤井蔵書 であることを明記した上で引用されている。 ちなみに、この部分の記述は、立命館大学図書館西園寺文庫蔵 ところで、 外四卷合冊』 「鷹を神に奉る作法」 0) 『十二繋図』にも、 それは諏訪流の鷹術が諏訪大社の贄鷹の の用例は、 『責鷹似鳩拙抄』からの書写 同書は、 諏訪流の鷹書類には 奥書等は確認でき が神事か 干二 多数

になる諏訪・禰津流の鷹書の『禰津松鷂軒記』 ら発したものによるためであろう。例えば、 確認することができる。 禰津松鷂軒 (信直) の著作

難そくめつ七福即生といふなり。 さきのかたのほこのわきにたてべし。 大緒をかねの緒と心得て、 仏詣社参の時たかをつなぐやう。つなぎめをわにぐちに心得て、 ひきそろへてさげべし。 わきへおさむべからず。 ゆがけをふちにおさめて、 是は御へいの心也 すぢわにし 鷹のたな 是を七

の手さきにたてる。 神前にほこをゆふ事。 ほこには、 さか木をたて、 春は梅、 夏は柳、 一方にくぬぎひの木を鷹 秋は楓、 冬は松

心得べし。 つなぎやう、むすびやうさげる也。ゆめ~~わきへおさめぬ也。

中格

井流鷹書』には、と記される。また、松鷂軒の高弟の一人である荒井豊前守の著である『荒と記される。また、松鷂軒の高弟の一人である荒井豊前守の著である『荒

神前に鷹縻事

神前に構ゆひ様の事

神の左に可結。御前にも結也。

御にゑ鷹【図】

神馬鷹の事

(中略)

諏訪の御前に鷹を縻事

下毛野氏の鷹術伝承

に向せべし。口傳。の方へ向て可居。鷹二つの時は。神の左右につくぼう也。何も神へ。又縁のきわにて五辺。神前にて三辺つくぼうて可唱。鷹は神敷とてせぬ也。鷹を指上て居。鳥居の本にてすわのもんを七辺唱昔は白張装束にて鷹にもしてを切付て参らせたる也。当世は事新

と見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、そと見える。

一 調子家の鷹術伝承

『調子家由緒書』には、以下のような記述が見える。伝に見える由緒書について検討してみる。調子八郎家所蔵の年月日未詳次に、下毛野氏の携えた鷹術伝承のもう一つの例として、調子家の家

調子員数

せ、忽天子御脳平安故、御ほうびとして千貫文之段別被下、又改テ片野禁野両郷之段別、是ハ調子預申、御鷹ニ而禁野之三足雉をとら本地被下并丹波之石田庄下司職、近江ニ而穴尾庄、同粟本、河内ニ奉」預,御随身職,御役儀勤来候、則調子知行等、上古者調子村一職

候事、(後略) 應飼之御倫旨頂載仕、于今其時之鷹装束道具以下御綸旨書物等御座

日条には、「日条には、「日本には、当家が御鷹飼として河内国の「片野禁野」を管理するよい。「日本に、当家が御鷹飼として河内国の「片野禁野」を管理すると、当家が御鷹飼として河内国の「片野禁野」を管理するよ

并凌破□了(下略)賜;;所牒,令¸果¸事、又為;;楠葉御牧住人,御鷹飼等被¸追;;捕住宅;、賜;;所牒,令¸果¸事、又為;;楠葉御牧住人,御鷹飼等被¸追;;捕住宅;、片野御鷹飼下毛野武安・知武訴申、免田作人不¸弁;;地利;、任;,先例;

四月付「蔵人所牒写」には、に追捕されたと見える。また、調子八郎家所蔵の健保六年(一二一八)とあり、片野(交野)の御鷹飼の「下毛野武安・知武」が楠葉牧の住人

風人所牒 河内国交野禁野

応令早任右近衛府生下野朝俊譲補御鷹飼職事(中略)

牒、得彼能武去三月 日解状、承元四年二月廿六日任御鷹飼朝俊之

さらに、宝治二年(一二四八)一二月付「蔵人所牒写」には、れている。この「能武」とは、「下野朝俊」の養子となった人物である。とあり、交野禁野の御鷹飼職が下野朝俊から能武に譲られたことが記さ

蔵人所牒河内国交野禁野司

応令早任右近衛府生下野能武譲以男武貞補御鷹飼職事使 (中略)

とあり、同じく交野禁野の御鷹飼職が下野能武から下野武貞に譲られた被補彼職矣者、早任能武譲、以男武貞可為御鷹飼之職之状如件(下略)て、後栄残日少所労随日増気無減少、然間、任先例、以息男武貞欲牒、(中略)爰能武去承元年中被補置件職以降有勤無怠、年齢漸及八

ろう。書』に見える交野禁野の賜領譚は、このような史実を受け継ぐ伝承であ職は下毛野氏の一族に世襲されてきたことが確認できる。『調子家由緒正とが見える。これらの文書により、中世において、交野禁野の御鷹飼

陵部蔵『放鷹記』には、以下のように見える。退治のモチーフは、鷹書の中でも類話が見られる。たとえば、宮内庁書さて、その調子氏が交野の禁野を賜領される由来となった三本足の雉

然間、 かひ給 云。 と哥の郡よりまいる。けてうかたつに取て、御門を脳み奉る。 云在所有る也。昔は、 つきてそなへまいらする也 み是なり。 三足の雉を御調にそなへ奉る也。 惟高の親王、 金野のきみの事 御脳たちまち平癒ならせ給ふ也。 あやしき鳥を思ひのま、にとり給ふ也。 へる也。 此鳥の羽、 聞召て、 在原業平、 此字を用ひ侍る也。 又は交野のきみと云也。 つるきのことくなるかゆへに、 河内交野にこゑて狩し給ふ也。 御供申奉る。 今は それより此かた、 常の雉に別の鳥の足を一つ 是又、 文徳天皇の御字に、 交野のうちに禁野と 三足の雉也。 いよの鷹 やひはの雉と 是は鷂をつ 今に至まて かひ也。 刃のき やま

右掲の叙述によると、文徳天皇の御悩を平癒させるために、惟喬親王が右掲の叙述によると、文徳天皇の御悩を平癒させるために、惟香親王が御調に供える由来譚ともなっている。 「めいよの鷹かひ」である在原業平を伴にして、交野の禁野にて三本足の雉を退治したと見える。それ以降、御調には三本足の雉を供えるようでは、三本足の雉を退治する『伊勢物語』第八二段に見える惟喬親王と業では、雉を退治する鷹飼名誉譚の様相も見出せる一方で、三本足の雉を供えるようの雉を退治する鷹飼名誉譚の様相も見出せる一方で、三本足の雉を退治する鷹飼名誉譚の様相も見出せる一方で、三本足の雉をして、文野の禁野にて三本足の湖に供える由来譚ともなっている。

では、「三本足の雉」について、次のように叙述している。また、藤原定家・二条為家父子の問答形式の鷹書である『定家問答』

一 三足の雉子と申如何。

にむすび付、御祭事有けると云々。
へば、すなはち御悩平給也。其後、祭事に別の雉子の足を取、三足野に三足ありし雉子、御狩ありておほ鷹にて彼三足の雉子、とり給答云。有時、御門、御なふなりし時、さう人うらなひ奉れば、かた

さらに、近衛前久の著である『龍山公鷹百首』では、三本足の雉説話ていない。そしてやはり、祭事の由来譚となっている。要はほぼ同じである。ただ、三本足の雉を狩った人物については言及し要はほぼのじである。ただ、三本足の雉を狩った人物については言及し

を以下のように叙述している。

又云。 紙に被注也。 臣彼諸木抄廿巻の聞書に見へたり。 同事ながら山鳥の足をば別鳥と云べからずと也。右の子細は高国朝 当事あながち足三ツなけれ共、雉の足にかぎり、今に別足と云也 り用之。雉の足を別足といひならはす事、禁野の雉よりおこれり たいりなるをとりかふには、 化鳥をとらせけるとなん。それよりまちかけ始て、あら鷹などのか まちかけの事。 云也。 の三有て羽も八重羽の雉を取かためたるといへり。 わするに、 占ふに、 合する鷹をとりころしける化鳥也。其時まちかけをたくみ出し、彼 鶚 鶚と書也。 保昌卿と云人、 彼化鳥、 ハッ。 昔、 世、 仁徳天皇御悩有時に相者云、彼雉のたゝりなりと。 ハシタイ。 此名あまりに秘して、 禁野の雉、 三足の別足にて鷹に向ふを、 渡唐して、 共い 待かけにあはすれば、 八重羽にして、足も三ありと注之。 へ り。 鷹を習て日本へ帰り、 (中略) 彼書に禁野の雉の事、 口傳あり。 鶚はせうと云鷹也と注之。 鶚といふ鷹、 やすくとるによ 難注事也 其鷹はしたいと 此雉をあ 彼足 押

> 做すことが出来よう。 した「保昌」は未詳であるが、右掲の叙述によると、日本で初めての鷹して学んだ鷹狩りの術で三本足の雉を退治した、とも伝える。雉退治をした「保昌」は未詳であるが、右掲の叙述によると、日本で初めての鷹のた「保昌」は未詳であるが、右掲の叙述によると、日本で初めての鷹のとされている。また、仁徳天皇の悩みを解消するために「保昌」が渡唐における三本足の雉退治譚が叙いひならはす事」の由来譚として、禁野における三本足の雉退治譚が叙いかならはす事」の由来譚として、禁野における三本足の雉退治譚が叙いない。

四の七「禁野」によると、れている。たとえば、元禄一三年(一七〇〇)版『絵入 続狂言記』巻れている。たとえば、元禄一三年(一七〇〇)版『絵入 続狂言記』巻なお、狂言『禁野』においても、三本足の雉退治のモチーフが引用さ

雉はやはり神に斎くものとされている。 の化鳥の雉が現れたため、 ここで述べられている故事によると、聖徳太子が制定した禁野に三本足 と見える。これは、シテの大名が禁野の由来を説明している場面である。 く合ければ、 化鳥なれば退治有べしとて、御鷹を合され候へ共、此雉の尾やいば 王位に御異見有て、それより此野は禁野と成、其後三足の雉出生す を流し、 扨も垂古天王の御時、此野にて御狩有しに、諸鳥迷惑して、 の鷹を助鷹にかけとらせ、其雉を神に斎る、 剣なれば、 津の国玉作り天王寺指して逃げて行、太子ふびんに思召、 彼雉誠の鷹と心得、 御鷹を刺し落し申間、鉄にて鷹を作り、 鉄の鷹を作って退治したという。退治された 刺せどもくく刺されず候所に、誠 雉の領とて、今に有、 いつものごと ĺЦ

ないだろうか。贄鷹の神事は、先の『禰津松鷂軒記』や『荒井流鷹書』のかは不明である。が、おそらくは贄鷹の神事に類するようなものでは来を説き明かすものでもある。その神事や祭事が具体的にどのようなもの鷹飼の名誉譚であるとともに、三本足の雉にまつわる神事・祭事の由以上のように、「三本足の雉退治」譚のモチーフは、その雉を退治す

礼もある。三本足の雉は、それに相応するものといえよう。また、 を記載したのではないか。 に掲載される傾向がある。 が記すように、鷹そのものを神に奉る以外に、鷹狩りの獲物を供える儀 フに祭儀的な要素を見出すことが出来ることは注目に値する。 で確認したように、調子家の鷹書には、鷹の神事に関する礼法が積極的 それゆえに、家の由緒書にも三本足の雉説話 下毛野氏の家伝における鷹術伝承にもモチー

おわりに

家の鷹書の独自な礼法といえる。 鷹術には見られない礼法で、 調子氏に伝来した鷹書を手がかりに考察を進めてきた。 以上、 **贄鷹の神事に類するような礼法の記載が見える。それは、** 山城国乙訓郡調子庄に拠した下毛野氏の鷹術伝承をめぐって、 諏訪流の鷹術とも異質なものである。 調子家の鷹書に 公家流の 調子

行の諸所のうち、交野の禁野以外の所領については、 承 一七年 (一四一〇) 一一月一九日付 ところで、第三節で挙げた『調子家由緒書』冒頭に記される調子家知 また、下毛野氏の家伝における由緒書が記載する交野の禁野の鷹術伝 (三本足の雉の伝承) ŧ, 神事に関わるものであることが類推される。 「調子武遠譲状」に たとえば、

応永廿九年十一月七日

調子庄内陸段永代買得仕申宝寿丸 (花押

城国乙訓郡調子庄

并江州左散所

波国石田

河内国右散所但

江州穴尾庄但

俊所讓与実正也、 仍譲状如件 右彼所者、 下毛野武遠相伝所無相違者也、 更不可有他妨、 両御所様奉公不可有無沙汰者也 然而嫡子下毛野春光丸武

八

応永十七度年十一月十九日 武遠 (花押

かり、経済基盤を掌握していった経緯については中原俊章氏の論に詳し 注記される人物が代々続く。このように、下毛野氏が近衛家の散所を預 と関係する土地であるらしい。 領した土地である。なお、丹波国石田庄と近江国の穴尾(太)庄も散所 も知行していた。これは、下毛野氏が主家の近衛家から与えられ、 右掲の記事に見えるように、下毛野氏は「江州左散所」「河内国右散所 たことが確認できる。また、 田庄」「近江ニ而穴尾庄」は、中世において実際に下毛野氏の所領であっ と見える。これによって、 一二世紀前期の人物である「武忠」以来、「散所長」「知行散所雑色」と 散所経営は、下毛野氏の最も重要な収入源であった。 『調子家由緒書』 『調子家由緒書』には記載されていないが 『調子家系譜』には、一一世紀後半から が記す「調子村」「丹波之石

所を支配する散所長は、 のではないかと思われる。 事的な要素が窺えるのも、 な存在であった。それならば、下毛野氏側から発信される鷹術伝承に神 行以外に各地の散所支配があったことは無視できない。 以上のように、 下毛野氏の職務について考えるとき、 同所に居住した下級宗教者や芸能者たちの長的 あるいは下毛野氏のこの職務が関連している 中世において散 交野の禁野 0 知

としてその本質を考えるべきであろう。 下毛野氏の鷹術については、 散所と関わる同氏の職掌を踏まえ、 神事

注

1 「柳庵雑筆』二(日本随筆全集第七巻所収)による。

- 氏と坂田氏のはざま―」(「古典遺産」第五三巻、二〇〇三年九月)など 弟四五巻、一九九二年一二月)、辻田豪史「「綱公時」の可能性─下毛野 裕「下毛野公時と金太郎伝説の成立」(「国立歴史民俗博物館研究報告 洋大学大学院紀要 (人文研究科)」第二六卷、一九九〇年二月)、川島茂 槙野広造「一一世紀初頭の下毛野の官人たち」(「平安文学研究」第七三巻、 身説話への再検討―」(「国語と国文学」第六二―三、一九八五年三月)、 文科学紀要」第三八巻、一九八五年三月)、渡辺晴美「下毛野武正考--随 毛野武正と秦兼弘―『今物語』第四四話より―」(「お茶の水女子大学人 六七号、一九七五年六月)などがあり、日本文学の分野では、渡辺晴美「下 世随身の存在形態―随身家下毛野氏を中心にして―」 (「ヒストリア」 第 一九八五年六月)、鬼頭清明「上毛野、下毛野氏の系譜伝承と氏の構造」(「東 本史研究の分野では、森末義彰「散所考」(「史学雑誌」五〇の七・八、 『日本の歴史一○蒙古襲来』(小学館、一九七四年)、中原俊章「中 『中世の社寺と芸術』〈畝傍書房、一九四一年一一月〉所収)、
- 飼渡と下毛野氏の関連について考察しているのがそのわずかな代表例で 譜について―」(「史観」第九三冊、一九七六年三月)で、大臣大饗の鷹 弓野正武「「鷹飼渡」と下毛野氏―古代に於ける一行事と下毛野氏の系
- 長岡京市教育委員会、一九九九年三月。
- (5) 二〇〇一年四月)。 三澤成博編著 『鷹詞より見たる『和訓栞』 の研究』 (汲古書院)
- 6 遠藤和夫他「対校『鷹三百首』」(「和洋女子大学紀要」三五号)。
- の翻刻と注解―』(文化出版株式会社、二〇〇八年三月)。 鷹書研究会(中部大学国際関係学部)『鷹の書―諏訪藩に残る『鷹書(大)』
- 続群書類従第一九輯中所収
- 申譜代之家 仍鷹百首世上令,,流布,了」とある。 『三内口決』(群書類従第二十七輯所収) 候。 西園寺之一代。与,持明院,依,為,内縁,粗被,伝授,了。 に「此一道者。持明院被」預
- 続群書類従第 一九輯中所収
- 中澤克昭氏 「持明院家の歴史と鷹書―基本的な情報の整理まで―」

(二〇〇八年五月一七日鷹書研究会例会での口頭発表)。

- 日本古典全集第六期之内
- 群書類従第 一九輯所収
- 続群書類従第一九輯中所収。
- 九九二年三月)所収。 『長岡京市史』資料編二「古代・中世・家わけ」(長岡京市役所、
- 史料大成第二八卷所収

16

15 (14)

- 17 注⑤に同じ。
- 18 『調子家系譜』(『長岡京市史』資料編二 「古代・中世・家わけ」所収
- 19 注⑤に同じ。

続群書類従第一九輯中所収

20

- 21) 続群書類従第一九輯中所収
- 22 一九九六年一一月)所収 新日本古典文学大系『狂言記』 (橋本朝生 ・土井洋一校注、 岩波書店、
- 『放鷹』第二編「鷹と礼法」(宮内省式部職、 一九三一年一二月
- 注⑤に同じ。
- 家わけ」所収)。 毛野武俊申状案」(以上、すべて『長岡京市史』資料編二「古代・中世 (一三九二) 閏一○月九日付「管領細川頼元奉書案」、応永三年 (一三九六) 八月二二日付「管領斯波義将奉書」、 永徳三年(一三八三)一〇月一一日付「管領斯波義将奉書」、 応永二一年 (一四一四) 八月付「下 明徳三年
- 前揭注②森末義彰論文。
- 注⑤に同じ。
- 前揭注②中原俊章論文。

〔付記

本稿は科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号20520 中本大)による研究成果の一部である。 | 8 9

(本学衣笠総合研究機構客員研究員)